

第 6 回南阿蘇村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 12 月 8 日（金）午前 10 時～
2. 開催場所 南阿蘇村 旧久木野庁舎 （第一会議室）
3. 出席委員 18 名
欠席委員 1 名 宇藤欣喜委員
4. 議事日程
 - 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画及び承認について
 - 議案第 4 号 農地法第 2 条第 1 項に該当しない農地の非農地化について
5. 事務局職員
 - 事務局長 江藤 誠喜
 - 係長 後藤 行志
 - 主査 長野 リエ

6. 会議の概要

| 発言者 | 内 容 |
|------|---|
| 事務局長 | 挨拶（総会成立宣言） |
| 会長 | 挨拶 只今から平成 29 年度第 6 回南阿蘇村農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員に 12 番 興呂木 和也委員、13 番 市原 きみよ委員を指名します。 それでは議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について審議します。 事務局に議案の朗読をお願いします。 |
| 事務局 | 別添議案書を基に朗読 以上 5 件、ご審議方よろしくお願ひいたします。 |
| 会長 | では地元委員の説明をお願いします。 |
| 1 番 | 1 番 2 番につきまして会長の案件ですので、代わりまして 1 番が説明します。 1 番につきまして、申請人と譲受人の間で交換分合がすでにされておりましたけれども、そのままだったということで、今になって所有権移転贈与の申請がされております。 2 番につきましては、譲渡人、譲受人は親子関係での所有権移転贈与でございます。ご審議方よろしくお願ひします。 |
| 8 番 | 議案第 1 号 3 番について 8 番が説明致します。譲受人、譲渡人、並びに申請地は議案 |

| | |
|--|---|
| | <p>書のとおりで、申請地につきましては[]の道を挟んですぐ北側の土地になります。譲渡人は最近病気がちで、譲受人は新規農業者であり、所有権移転売買の申請となっております。</p> <p>議案第1号4番につきましては、譲受人、譲渡人は親子関係であり、今回所有権移転贈与の申請となっております。ご審議方よろしくお願いたします。</p> <p>9番 5番つきまして9番がご説明申し上げます。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。親子関係でございますして所有権移転贈与となっております。場所は[]から[]に行く途中の中間点くらいの右側でございます。ご審議方よろしくお願いたします。</p> <p>会長 地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>会長 では採決に移ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>会長 全員賛成と認め、議案第1号は原案どおり可決します。</p> |
| <p>会長</p> <p>事務局</p> <p>会長</p> <p>1番</p> <p>18番</p> | <p>続きまして議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p> <p>別添議案書を基に朗読 以上4件、ご審議方よろしくお願いたします。</p> <p>では地元委員の説明をお願いします。</p> <p>1番2番につきまして1番が説明します。申請地は[]より西へ[]mのところにあつて3種農地となっております。今回の申請は過去に転用があつていた案件ですが、事業計画変更された案件になります。前事業者が転用を計画されておりましたが、資金提供者である父親の死亡により計画通りの事業が難しくなつて、耕作放棄地にならないよう草刈り等管理されておりましたが、管理が充分にできないと思われ、新しい事業者との間で太陽光発電施設の事業がまとまり今回の申請となりました。周りの地権者及び排水の同意も得られておりますので、計画に問題はないものと思われまふ。ご審議方よろしくお願いたします。</p> <p>議案第2号、番号3、4についてこれは同じ案件ですのでまとめて18番がご説明いたします。このたび、譲渡人と南阿蘇村との間で所有権移転の合意がなされ、1棟の集会場と28戸の災害公営住宅が建設されることになりました。申請地は村道沿いのJA長陽給油所のすぐ東側に位置する農地です。計画実施においては給排水計画も協議調整され、また隣接農地の所有者の同意もとられており、問題はないものと思われまふので、</p> |

| | |
|--|--|
| <p>会長</p> <p>会長</p> <p>会長</p> | <p>ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p> <p>地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>では採決に移ります。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、意義がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決します。</p> |
| <p>会長</p> <p>事務局</p> <p>会長</p> <p>7番</p> <p>会長</p> <p>会長</p> <p>会長</p> <p>会長</p> <p>会長</p> | <p>続きまして議案第3号、経営基盤強化促進法の許可申請について1番から7番の新規案件について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p> <p>別添議案書を基に朗読 新規案件7件、再設定2件、以上ご審議方よろしくお願ひいたします。</p> <p>地元委員の説明にうつりますが、1番の案件につきまして議席番号■■■■の委員ご本人の案件になっております。よって南阿蘇村農業委員会会議規則第10条の規程により議事に参与することができません。■■■■委員には、1番の審議終了まで議場からの退室をお願いします。</p> <p>(■■■■委員 退室)</p> <p>それでは1番について地元委員の説明をお願いします。</p> <p>会長の案件ですので、代わりまして7番がご説明いたします。譲渡人は祖母と二人暮らしでございまして、本人も病氣療養中のため農業ができないということで10年間の賃借権設定がされております。ご審議方よろしくお願ひいたします。</p> <p>地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>では議案第3号1番の経営基盤強化促進法の許可申請について、意義がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、議案第3号1番は原案どおり可決します。</p> <p>(1番委員入室、自席にもどる)</p> <p>では続きまして2番から地元委員の説明をお願いします。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>7 番</p> <p>6 番</p> <p>1 3 番</p> <p>1 6 番</p> <p>会長</p> <p>1 1 番</p> <p>会長</p> <p>会長</p> <p>会長</p> | <p>2 番、3 番、4 番について7 番がご説明申し上げます。2 番、3 番は高齢により農業ができないということで、4 番は非農家でございます、このたび5 年間の譲受人との賃借権設定がなされております。ご審議方よろしく申し上げます。</p> <p>5 番につきまして、6 番が説明申し上げます。申請人、申請土地につきましては議案書記載のとおりでございます。今回基盤強化法におきまして新しく賃借権3 年が設定されております。出される方はどうしても農業ができないということで、認定農家の方に任せたいということで今回の申請になっております。ご審議方よろしくお願ひいたします。</p> <p>議案第3 号6 番について、1 3 番が説明致します。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。場所は現在の■■■■から東へ行ったところの■■■■の近くになります。譲受人は久木野の新規就農者でありまして、■■■■から上のほうに上がったところにトマトを新規就農でされて、さらに今回の申請場所でクレソンを栽培されるということで、賃借権設定1 年で申請が出ております。ご審議よろしくお願ひいたします。</p> <p>議案3 号7 番につきまして、1 6 番が説明致します。申請人は昨年熊本地震で自宅と倉庫が被災されまして、農業を続けることが困難ということで、以前から飼料作物を植えてもらっていた親戚で畜産農家である譲受人との間で5 年間の賃借権設定が行われることになりました。ご審議よろしくお願ひいたします。</p> <p>では審議をお願いします。</p> <p>仮地番は基盤整備でしょうか</p> <p>そうです。両併は全域畑も基盤整備がされています。他にないでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>では採決に移ります。議案第3 号、2 番から7 番の経営基盤強化促進法の許可申請について、意義がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め議案第3 号2 番から7 番は原案どおり可決します。</p> |
| <p>会長</p> <p>事務局</p> <p>会長</p> | <p>つづきまして、議案第4 号農地法第2 条第1 項に該当しない農地の非農地化について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p> <p>別添議案書を基に朗読 以上、1 件ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p> <p>では地元委員の説明をお願いします。</p> |

| | |
|--------------|---|
| <p>4 番</p> | <p>議案4号1番について4番が説明いたします。現地は以前申請者の父が耕作されておりましたが、足を悪くされ耕作が不可能になり、しばらくの間は娘である申請者が耕すだけでもとされておりまして。しかし申請者も勤めており、また他に田んぼ等もあるため現地にまで手をかけることができなくなり、竹や雑木が入りこんでしまった状態になった次第です。右の添付写真をご覧ください。荒廃地調査でもB判定で出ております。このたび申請者名義に相続登記が完了し、これからも耕作することは無理ということで非農地化の申請があがっております。場所は■■■■■■■■■■を■■■■■■■■■■にまがり、500m程で■■■■■■■■■■が左側にあります。その■■■■■■■■■■横の道を北側に■■■■■■■■■■mほど入ったところになります。ご審議よろしく申し上げます。</p> |
| <p>会長</p> | <p>地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願いします。</p> |
| <p>1 2 番</p> | <p>雑地というのはどういう取り扱いになるのでしょうか。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>雑地は原野・山林同等と思います。書き方として原野と書けばよいのですが、原野でも、雑種地でもなく、地目として判断がつかないため雑地としております。実際の登記地目は山林になるのではないかと思います。</p> |
| <p>1 2 番</p> | <p>雑種地と雑地は違うのですか。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>登記地目上、雑地というのはなく、雑種地しかありません。</p> |
| <p>1 2 番</p> | <p>要するにここは最終的に農地から外れるということですか。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>最終的には山林になることになっております。山林の定義が雑木が生えていても山林、植林しても山林という区別になっておりますので、見分けがつかなくはなりませんけれども山林ということになります。</p> |
| <p>事務局長</p> | <p>非農地化につきましては植林部分については対象外になります。あくまでも自然に手入れができずに木が生えた竹が生えたという状況の時に非農地化の申請になります。こちらは現況地目ですので、最終的には地目山林になると思います。</p> |
| <p>1 2 番</p> | <p>無断で植林してあるようなところはダメという事ですね。自然に荒れた土地ということですね。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>植林は農地法違反になります。非農地化ではなく始末書添付での転用になると思います。</p> |
| <p>会長</p> | <p>始末書添付でも転用できない場所もある。わざと荒らしていても、農地に隣接していたり、開けている農地など、小屋が建っていたり、だから油断すると転用がとまらない事がある。</p> |
| <p>4 番</p> | <p>この現地は一番上の写真を見てもらうとわかるように、裏はもう山林です。手入れができずこのような形になってしまっているのです。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>9 番</p> <p>事務局</p> <p>委員</p> <p>事務局</p> <p>会長</p> <p>会長</p> | <p>私が思うに、山際からだんだん押し寄せてきた畑が雑木などで荒れているようなところは、この非農地化になる可能性がありますね。畑と畑の間などはだめでしょうね。</p> <p>農地の真ん中に荒れている農地がある場合は非農地化にはなりません。山際にあたっているところは非農地化にあたる可能性はあります。</p> <p>実際のところ非農地化を進めなければならない農地が山際に出ていると思う。そういうところを積極的に現地を確認して、植林されているところはどうしても農地法違反での処理ということで県からも指導を受けていますので、実際非農地化ができない場所もありますが、非農地化を進めなければならない農地もあると思う。</p> <p>非農地化については県から現地確認がありますか。</p> <p>県へは報告するだけで、現地の確認まではありません。最終的に法務局が地目の確認になると思います。</p> <p>また、非農地化については、農業者年金受給者には年金が止まったりすることもありますので、どこでも非農地化にするということもできません。年金がからんだり、あつてはいけませんが中山間や農地水などの農地は荒れた農地ではないはずですので、そのあたりも関係があります。</p> <p>老齢年金では影響はありませんが、経営委譲年金になると、そのような農地があることは問題になりますので、確認が必要です。</p> <p>今後、現地確認を進めながらそれぞれの地区で1～2件はこのような案件が出てくると思うので、だんだんわかってくると思う。</p> <p>ではよろしいですか？それでは、議案第4号農地法第2条第1項に該当しない農地の非農地化について異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め議案第4号は原案どおり可決します。</p> |
| <p>会長</p> <p>事務局</p> | <p>以上で議案の審議は終了いたしました。1月の総会の日程をきめたいと思いますが、1月10日水曜日でよろしいでしょうか。</p> <p>10日は畜産関係の市がありますので、11日(木)に決めてよろしいですか。</p> <p>よろしくをお願いします。</p> <p>その他委員さんから何かありませんか。なければ事務局からお願いします。</p> <p>来年の話しになりますが、2月に熊本城下の市民ホールで農業委員さん推進委員さんの大会が、2月23日だったと思っております。時間が1時から4時頃までだったと思っております。また再度詳しくお知らせしたいと思います。バスを借り上げて行きたいと思っております。以上です。</p> |

| | |
|----|---------------------------------|
| 会長 | では以上をもって第6回南阿蘇村農業委員会総会を終了いたします。 |
|----|---------------------------------|

議事録署名者

12番 興呂木 和也

13番 市原 きみよ